

ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針 新旧対照表

| 旧指針 | | 新指針 | |
|-----------------|---|------------------------------|---|
| 頁・行 | 内 容 | 頁・行 | 内 容 |
| p.4上から3～4行目 | (平成11年総理府令第67号、平成11年環境庁告示第68号及び平成16年環境省告示第80号に定める方法(別表1参照)等。以下同じ。) | p.4上から3～4行目 加筆、修正 | (平成11年総理府令第67号、平成11年環境庁告示第68号、平成16年環境省告示第80号 及び平成17年環境省告示第92号 に定める方法(別表1参照)等。以下同じ。) |
| p.10下から6～7行目 | 3. 試料の前処理に係る測定項目別の 特記事項 試料の前処理に係る測定項目別の 特記事項 については、必要に応じ、別紙3～8に規定する。 | p.10下から6～7行目 修正 | 3. 試料の前処理に係る測定項目別の 個別事項 試料の前処理に係る測定項目別の 個別事項 については、必要に応じ、別紙3～8に規定する。 |
| | | p.14下から1～2行目 加筆 | 8. 簡易測定法による測定に係る特記事項 簡易測定法(別表1参照)による測定に係る特記事項については、必要に応じ、別紙9に規定する。 |
| p.15上から7行目 | …、以下の2～ <u>6</u> の作業を行い、作成した記録を技術管理者に提出する。 | p.15上から7行目 修正 | …、以下の2～ <u>7</u> の作業を行い、作成した記録を技術管理者に提出する。 |
| | | p.16下から1～2行目 加筆 | 7. 比較試験 簡易測定法による測定の場合は、比較試験の測定値を求め、結果を比較検討し、記録する。 |
| p.18別表1 タイトル | 本指針の対象となるダイオキシン類の環境測定の項目及び測定方法 | p.18別表1 タイトル 加筆 | 本指針の対象となるダイオキシン類の環境測定の 主な 項目及び測定方法 |
| p.18別表1 | 一般環境大気 の常時監視又は調査測定(大気環境基準の適合状況の監視等) | p.18別表1 削除、加筆 | 一般環境大気 平成11年環境庁告示第68号別表 (ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法) ダイオキシン類対策特別措置法の施行について(通知) (平成12年環企企第11号、環保安第6号、環大企第11号、環大規第5号、環水企第14号、環水管第1号、環水規第5号、環水土第7号(以下、「施行通知」)第3の2(2)イ(ア)) |
| | 水質(公共用水域水質及び地下水質)の 常時監視又は調査測定(水質環境 | 削除 | 水質(公共用水域水質及び地下水質) |

| | | | | |
|--------------------------------------|--|-------|---------------|--|
| 基準の適合状況の監視等) | | | | |
| 公共用水域の水底の底質の汚染状況の測定(底質環境基準の適合状況の監視等) | ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成12年3月環境庁) (水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法) | 削除、加筆 | 公共用水域の水底の底質 | 平成11年環境庁告示第68号別表 (水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の施行について(通知) (平成14年環水企第117号、環水管第170号(以下、「底質環境基準施行通知」という。)第3の2) ・ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル |
| 土壌汚染の状況の常時監視又は調査測定(土壌環境基準の適合状況の監視等) | 平成11年環境庁告示第68号別表 (土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法) 施行通知(第3の2(2)イ(ウ)) | 削除、加筆 | 土壌 | 平成11年環境庁告示第68号別表 (土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであつてかつ当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)) 施行通知(第3の2(2)イ(ウ)) |
| 排出ガスの汚染状況の調査測定 | | 削除、加筆 | 排出ガス 簡易測定法 | 平成17年環境省告示第92号(ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法) ・排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類簡易測定法マニュアル(機器分析法) |
| ばいじん及び焼却灰その他 | | 削除、加筆 | ばいじん及び焼却灰その他 | |

| | | | | |
|------------------------|--|-------------------------------------|--|---|
| | の燃え殻の汚染状況の測定 | | の燃え殻 簡易測定法 | 平成17年環境省告示第92号(ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法) ・排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類簡易測定法マニュアル(機器分析法) |
| | | p.20 別表2 下から11 ～12行目 加筆 | ・簡易測定法導入時の確認試験に関する記録(簡易測定法) ・比較試験に関する記録(簡易測定法) | 第2部第4章8 第2部第4章8 |
| | | p.22 別紙1 上から2 行目加筆 | 6. 比較試験に係る作業(簡易測定法) | |
| p.21 別紙1 上から 5行目 | 5. 測定用試料の定量結果の確定に係る作業 | p.22 別紙1 上から10 ～11行目 加筆、修正 | 5. 比較試験の確認に係る作業(簡易測定法) 6. 測定用試料の定量結果の確定に係る作業 | |
| | | p.23 別紙2 下から 3行目加筆 | 7. 比較試験(簡易測定法)(第2部第4章8) | |
| | | p.24 別紙2 下から1～ 3行目加筆 | 6. 比較試験の実施状況及び結果並びにその評価(簡易測定法)(第2部第5章7) (1) 比較試験に供した試料の由来等 (2) 今回の測定結果と過去の測定結果との比較 | |
| p.23 別紙2 下から 2行目 | 6. 測定用試料の定量結果の確定状況(確定できない結果が生じた場合には、その旨を記述し、その内容等は第6の3において記述する。) | p.25 別紙2 上から1 行目修正 | 7. 測定用試料の定量結果の確定状況(確定できない結果が生じた場合には、その旨を記述し、その内容等は第6の3において記述する。) | |
| p.24 別紙2 下から 6行目 | 第8 添付文書 | p.25 別紙2 下から6行 目修正 | 第7 添付文書 | |
| | | p.32 別紙9 加筆 | 別紙9 簡易測定法に係る特記事項 簡易測定法による測定を行う場合、測定担当者は、以下の試験を行い、作成した試験結果の記録を技術管理者に提出する。 1. 簡易測定法導入時の確認試験 (1) 汚染原因の異なる複数の試料による確認試験を実施し、以下に示す高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による方法(以下「従来測定法」という。)による毒性等量に対する簡易測定法による毒性等量の比を求め、測定方法に規定されている範囲にあることを確認し、その結果を記録する。 (2) 同一試料による繰り返し試験を実施したときの簡易測定法 | |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>による毒性等量の変動係数を求め、測定方法に規定されている範囲にあることを確認し、その結果を記録する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)において、測定方法に規定されている範囲に入っていない場合は、その原因を調査して取り除いた上で再試験を実施し、再試験を行った旨及びその結果を記録する。</p> <p>(4) 採用したGCのカラムで単独定量できない2,3,7,8-位塩素置換体及びCo-PCBsについて重なっている化合物の影響を大きく受けていないことを確認し、その結果を記録する。</p> <p><u>従来測定法</u></p> <p>底質：<u>ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアルによる方法</u></p> <p>土壌：<u>ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルによる方法</u></p> <p>排出ガス：<u>日本工業規格K0311に定める方法</u></p> <p>ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻：<u>平成16年環境省告示第80号(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法)に定める方法</u></p> <p><u>2. 比較試験</u></p> <p><u>同一試料による従来測定法との比較試験を実施し、従来測定法による毒性等量に対する簡易測定法による毒性等量の比を求め、測定方法に規定されている範囲にあることを確認し、その結果を記録する。</u></p> |
|--|--|---|